

付 議 第 1 4 号

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則議案

高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号****高知県立高等学校学則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学則について、」を「学則として」に改める。

第5条中「翌年3月31日」を「翌年の3月31日」に改める。

第7条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同項第4号中「4月6日」を「同月6日」に改め、同項第6号中「翌年1月7日」を「翌年の1月7日」に改め、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第4項中「学校」を「高等学校」に、「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

第8条中「休業日を」を「休業日とを」に改める。

第11条中「学校の」を「各高等学校が」に、「満足できる」を「満足することができる」に、「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第12条第1項及び第13条中「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第14条第1項中「授与する」を「授与するものとする」に改める。

第15条中「の定めるところ」を「に定めるところ」に改める。

第18条第1項及び第19条中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第20条第1項中「転学又は転籍しようとする」を「転学し、又は転籍しようとする」に改め、同条第2項中「転学の」を「前項の転学の」に改め、同条第4項中「受けたときは」を「受けたときは、校長は」に改める。

第21条中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第22条第2項中「規定による」を削り、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に、「更に」を「、更に」改める。

第23条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「届け出」を「届出」に改める。

第24条中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第28条中「学校設備等を損傷又は亡失した」を「高等学校の設備等を損傷し、又は亡失した」に改める。

第30条第4項第4号中「学校」を「高等学校」に改める。

第33条第2項中「、第8条、第9条」を「から第9条まで」に改める。

#### **附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的及び内容

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、高知県立高等学校において、生徒たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、土曜日等に授業を実施することが可能である旨を明確化するために、高知県立高等学校学則の一部を改正するものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日とする。

新 旧 対 照 表  
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 10 条—第 14 条)
- 第 4 章 入学、退学、転学、留学及び休学(第 15 条—第 26 条)
- 第 5 章 授業料、入学料その他の費用徴収(第 27 条・第 28 条)
- 第 6 章 賞罰(第 29 条・第 30 条)
- 第 7 章 寄宿舎(第 31 条)
- 第 8 章 通信制の課程に関する特例(第 32 条・第 33 条)

附則

高知県立高等学校学則(抜粋)

本則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、高知県立高等学校(以下「高等学校」という。)の学則として必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 5 条 高等学校の学年は、4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(休業日)

第 7 条 高等学校の休業日は、次のとおりとする。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 10 条—第 14 条)
- 第 4 章 入学、退学、転学、留学及び休学(第 15 条—第 26 条)
- 第 5 章 授業料、入学料その他の費用徴収(第 27 条・第 28 条)
- 第 6 章 賞罰(第 29 条・第 30 条)
- 第 7 章 寄宿舎(第 31 条)
- 第 8 章 通信制の課程に関する特例(第 32 条・第 33 条)

附則

高知県立高等学校学則(抜粋)

本則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、高知県立高等学校(以下「高等学校」という。)の学則について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 5 条 高等学校の学年は、4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(休業日)

第 7 条 高等学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 学年始休業日 4月1日から同月6日までの6日間

(5) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの43日間

(6) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月7日までの14日間

(7) 学年末休業日 3月20日から同月31日までの12日間

2 校長は、教育上必要があるときは、前項第4号から第7号までの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、当該各号の休業日について、当該各号の休業日の期間を合算した日数の範囲内で、その時期を変更し、又はその期間を増減することができる。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

4 第1項第4号から第7号までに掲げる休業日において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

5 前条第2項の規定による高等学校にあつては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、第1項第4号から第7号までに掲げる休業日の期間を合算した日数の範囲内で、別に秋季休業日を置くことができる。

(繰替授業)

第8条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日とを繰り替えることができる。

### 第3章 教育課程等

(単位の認定)

第11条 校長は、生徒が各高等学校が定める指導計画に従って教科及び

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 学年始休業日 4月1日から4月6日までの6日間

(5) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの43日間

(6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日までの14日間

(7) 学年末休業日 3月20日から3月31日までの12日間

2 校長は、教育上必要があるときは、前項第4号から第7号までの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、当該各号の休業日について、当該各号の休業日の期間を合算した日数の範囲内で、その時期を変更し、又はその期間を増減することができる。

3 第1項第4号から第7号までの休業日において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

4 前条第2項の規定による学校にあつては、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、第1項第4号から第7号までの休業日の期間を合算した日数の範囲内で、別に秋季休業日を置くことができる。

(繰替授業)

第8条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日とを繰り替えることができる。

### 第3章 教育課程等

(単位の認定)

第11条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って教科及び科目を

科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足することができると認められるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定するものとする。

(学年の課程の修了)

第12条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、高等学校(単位制による課程を除く。)の学年の課程の修了を認定するものとする。

2 略

(全課程の修了)

第13条 校長は、生徒が各高等学校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業又は修了を認定するものとする。

(卒業証書等)

第14条 校長は、前条の規定により卒業又は修了を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式又は別記第1号様式の2)又は終了証書(別記第2号様式又は別記第2号様式の2)を授与するものとする。

2 略

#### 第4章 入学、退学、転学、留学及び休学

(入学者の選抜)

第15条 高等学校に入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続等入学者の選抜については、高知県立高等学校入学志願者取扱要項に定めるところによる。

(編入学)

第18条 高等学校に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 略

(退学)

第19条 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(学年の課程の修了)

第12条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、高等学校(単位制による課程を除く。)の学年の課程の修了を認定する。

2 略

(全課程の修了)

第13条 校長は、生徒が各高等学校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業又は修了を認定する。

(卒業証書等)

第14条 校長は、前条の規定により卒業又は修了を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式又は別記第1号様式の2)又は終了証書(別記第2号様式又は別記第2号様式の2)を授与する。

2 略

#### 第4章 入学、退学、転学、留学及び休学

(入学者の選抜)

第15条 高等学校に入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続等入学者の選抜については、高知県立高等学校入学志願者取扱要項の定めるところによる。

(編入学)

第18条 高等学校に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

2 略

(退学)

第19条 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

(転学等)

第20条 生徒が転学し、又は転籍しようとするときは、保護者と連署した転学許可願又は転籍許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

2 前項の転学の願い出があったときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書、単位修得証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

3 略

4 生徒が転学先の入学許可を受けたときは、校長は、指導要録の写し、生徒が入学したときに送付された指導要録の抄本その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(留学)

第21条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

(休学)

第22条 略

2 校長は、前項の\_\_\_\_\_願い出があったときは、3月以上1年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、所定の手続を経て、更に1年を限度として延長することができる。

(休学の取消し)

第23条 前条第2項の規定により休学を許可された生徒が3月までの間に休学の理由がなくなったときは、その理由を記載し、保護者と連署して校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

(復学)

第24条 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者

(転学等)

第20条 生徒が転学又は転籍しようとするときは、保護者と連署した転学許可願又は転籍許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

2 転学の願い出があったときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書、単位修得証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

3 略

4 生徒が転学先の入学許可を受けたときは、指導要録の写し、生徒が入学したときに送付された指導要録の抄本その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(留学)

第21条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

(休学)

第22条 略

2 校長は、前項の規定による願い出があったときは、3月以上1年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続を経て更に1年を限度として延長することができる。

(休学の取消)

第23条 前条の規定により休学を許可された生徒が3月までの間に休学の理由がなくなったときは、その理由を記載し、保護者と連署して校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届け出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

(復学)

第24条 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者



と連署した復学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

## 第5章 授業料、入学料その他の費用徴収

(弁償)

第28条 校長は、生徒が故意又は過失により高等学校の設備等を損傷し、又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

## 第6章 賞罰

(懲戒)

第30条 略

2・3 略

4 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1)～(3) 略

(4) 高等学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

5 略

## 第8章 通信制の課程に関する特例

(通信制の課程の特例)

第33条 略

2 第5条、第7条から第9条まで及び第12条の規定は、通信制の課程に適用しない。

と連署した復学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

## 第5章 授業料、入学料その他の費用徴収

(弁償)

第28条 校長は、生徒が故意又は過失により学校設備等を損傷又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

## 第6章 賞罰

(懲戒)

第30条 略

2・3 略

4 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1)～(3) 略

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

5 略

## 第8章 通信制の課程に関する特例

(通信制の課程の特例)

第33条 略

2 第5条、第7条、第8条、第9条及び第12条の規定は、通信制の課程に適用しない。

# 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

## 1. 改正の背景・趣旨

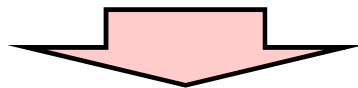
- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)

## 2. 主な改正内容

### 【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。

- 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。
- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
  - 二 日曜日及び土曜日
  - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日  
(※中学校、高等学校等においても同様)



### 【改正後】

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

- 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。
- 一～三 (略)  
(※中学校、高等学校等においても同様)

土曜日の活用状況（平成24年度実績）

いわゆる「土曜授業」ではなく、教員が勤務時間外に兼職兼業や営利企業従事の承認を受けて行っている学習等の提供である。

- ・進学補習や資格取得のための補習
- ・高知県進学協議会が主催する大学進学講座
- ・各種模擬試験や検定試験 など

活用状況例

土曜日等に学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会（部活動は含まない）の提供状況

■学習等の機会を提供した学校数及び学習等の機会の提供回数

		実施した学校数	年に3回以下	年に4～10回	年に11～17回	年に18～24回	年に25回以上
高知県	公立高等学校数	11（注1）	1	3	4	2	1
	割合	28.9%	9.1%	27.3%	36.4%	18.2%	9.1%
全国	公立高等学校数	1819	255	547	490	249	278
	割合	49.0%	14.0%	30.1%	26.9%	13.7%	15.3%

（注1）安芸桜ヶ丘、山田（全）、高知農業、高知南、高知工業（全）、高岡（全）、須崎（全）、四万十、幡多農業、中村、高知北（昼）

■学習等の機会の提供内容（複数回答）

		進学補習や資格取得のための補習	自然体験等の集団宿泊活動や文化、スポーツ等の体験的な学習の機会の提供	インターンシップ等のキャリア教育の機会の提供	その他
高知県	公立高等学校数	11（注1）	2（注2）	2（注3）	
	割合	100%	18.2%	18.2%	
全国	公立高等学校数	1650	169	142	109
	割合	90.7%	9.3%	7.8%	6.0%

（注2）高岡（全）、四万十

（注3）高知工業（全）、高知北（昼）

土曜日等に学校が場所を提供し、学校以外が主体となって実施している生徒に対する学習等の機会の提供状況

■学校以外が実施している活動に場所を提供している学校数

高知県	公立高等学校数	14（注4）
	割合	36.8%
全国	公立高等学校数	1151
	割合	31.0%

（注4）

- ・高知県進学協議会が主催する大学進学講座：室戸（全）、岡豊、高知南、高知工業（全）、高知追手前、高知丸の内、高知小津、高知西、窪川、中村
- ・模擬試験や資格試験：安芸、四万十、幡多農業
- ・地域主催のスポーツ大会：山田高校（全）

■学習等の機会の提供内容（複数回答）

		大学進学講座や資格試験のための機会の提供	自然体験等の集団宿泊活動や文化、スポーツ等の体験的な学習の機会の提供	インターンシップ等のキャリア教育の機会の提供	その他
高知県	公立高等学校数	13	1		
	割合	92.9%	7.1%		
全国	公立高等学校数	986	139	111	38
	割合	85.7%	12.1%	9.6%	3.3%

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子どもたちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。（平成25年11月29日公布・施行）

主な改正内容

〔改正前〕

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合はこの限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日 （※中学校、高等学校等においても同様）

〔改正後〕

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

- 一～三（略） （※中学校、高等学校等においても同様）

高知県教育委員会の考え方

- ① 本県の将来を担う生徒が学んでおくべき教育内容（防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育など）を充実する。
- ② 変化の激しい現代社会の中で生徒が自立して健全な社会生活を送るために社会からの要請されている教育内容（食育、情報モラル教育、金銭教育、消費者教育、法教育、著作権教育など）を取り入れる。

高知県立高等学校の土曜授業の考え方

- ① 高等学校では、週5日制が始まった段階で、各校の特性を生かした取組のため土曜日を活用している。成果も出ており、自由度をもたせた現在の取組は非常に有効である。
- ② 左記①、②の教育内容等については、広く各教科の指導内容に盛り込むことで対応することができる。
- ③ 一方で、②を充実させるためには、土曜授業の活用は有効である。

高知県立高等学校においても土曜日の授業が可能となるよう明確化

土曜授業の実施に係る高知県立高等学校学則の一部改正について（案）

高知県立高等学校学則（抜粋）

本則

（休業日）

第7条 略

2 略

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

4 略

5 略

実施上の留意点等

- ① 土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、生徒の負担等も踏まえること。
- ② 地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験をもつ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うこと。  
（例：公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動）
- ③ 土曜日等に授業を実施する場合には、保護者や関係機関等の協力を得ながら、生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- ④ 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等を確実に行うなど適切に対応すること。  
この場合、振替等を行うことができる期間については、前4週間後16週間とする。